

障害者政策委員会 第2回 第3小委員会 委員提出意見書式

論点③【28条②】 公的活動への障害者の参画の拡大（審議会委員への登用の促進等）

委員名 石野 富志三郎

障害者の登用を考える際、その審議会等のバリアフリー化が如何にできるかというところが大きなポイントになる。

例えば障害者雇用の場合、「障害者枠」という大枠での雇用目標が設定されているが、国や各地方自治体が事業計画を決める場や審議会の場においては、そういった設定が現状ではなされていないため、法的な根拠がなくあくまでも「審議会主催団体の判断により」委員に障害者を加えるかどうか判断されている。

しかし、国から地域行政への登用促進の手段として、各通達や都道府県担当部長会議や課長会議の席上で「配慮」を依頼するだけであり、その登用が遅々として進んでいない実情を踏まえると、これらをより進めるためには、段階的であっても国や地方自治体の審議会等、外部有識者を含めての会議構成員に障害者参画の義務付けを明記することを考える必要がある。なお、障害者問題を扱う場合は、その会議構成員の過半数を障害当事者とすべきである。

会議構成員に障害者参画を義務付ける場合、具体的にどれほどの比率で構成員内に障害者を含めるかという問題が出てくるが、一般審議会の場合は、法定雇用率と同様の比率を目安とし、障害者問題や福祉サービスに関する審議会等、つまり、障害当事者が対象となる内容の場合は、各障害の代表委員を選出する形で構成する等の数字による根拠を示すこととし、その達成状況を常にモニタリングできることが重要である。